

令和2年（行ウ）第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告

被告 国

第6 準備書面

令和4年6月10日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 指 宿 昭 一
同 明 石 順 平

令和4年4月28日付被告準備書面（6）について下記のとおり反論する。

第1 亡Aとサウナ利用の因果関係について

亡Aの死亡とサウナ利用には因果関係は無い。亡Aが利用したサウナの温度はわずか44度に過ぎない（甲20）が、それよりも高い温度（60度）で、重症の心不全患者に対し、和温療法が実施されているからである。以下詳述する。

被告が提出した文献「和温療法と心不全のリハビリテーション医療」（乙32）によれば、和温療法とは、「室内全体を均等の室温に設定している乾式赤外線均等
和温室（器）を用いて、**心身が和む心地よい温度（60度）で15分の和温浴を施行し**、出浴後さらにベッドで30分間の安静保温をする。最後に体重差から発汗量を測定し、発汗量に見合う水分を補給する治療法」である（乙32の2枚目）。そして、同文献の「要旨」には下記の記載がある。（同1枚目）。

「心不全に対する和温療法はこれまで数多くの臨床研究、基礎研究、他施設試験がなされ、安全性、有効性とその機序はすでに証明されている。和温療法は「**安全、有効、低コスト、患者に優しい**」の望ましい医療の要件をすべて満たしている。日本で開発された心不全の革新的治療法である。

超高齢社会に入り高齢者心不全の増加とともに運動のできない心不全患者は増加し、包括的心臓リハビリテーションの重要性は増している。和温療法は高齢者心不全のQOLを高め、健康長寿を促進し、未病を改善し、介護寿命を支援する全人的医療である。**特に、Stage Dの重症心不全は緩和ケアが医療の中心になるが、和温療法は重症心不全の緩和ケアにも有用である。」**

さらに、和温療法を17年間継続した重症心不全の患者の例について、下記の記載がある（同7枚目）。

「症例は虚血性心筋症、男性、59歳（初診時）。心筋梗塞を2回（前壁と下壁）発症し、左室壁の4/5は心筋梗塞で壁運動は消失し、**余命1カ月も難しい**と担当医から説明を受けて紹介された症例である。転院時の心エコー図検査で左室壁運動は左室基部のみに限局し、左室駆出率は10%未満であった。和温療法を1日1回施行すると、心不全症状は1週間ごとに改善し2か月後に自宅へ退院できた。その後17年間、週3回の和温療法を継続しながら、自覚症状はNYHA分類クラスⅠ～Ⅱを維持し、自宅で日常生活を元気に過ごされた。和温療法を開始してから17年後に亡くなられたが、死因は心不全ではなく脳出血だった。部検で左室壁の4/5の壁厚は1～2mmで石灰化しており、収縮も拡張できない状態だった。**このような心臓で脳出血を発症するまでの17年間、和温療法を継続しながら日常生活を普通に過ごされていた。」**

要するに、「余命1カ月も難しい」といわれるレベルの超重症心不全患者に施行

しても全く問題ないのが和温療法であり、その設定温度が60度なのである。

したがって、心臓になんら持病を抱えていない者が、わずか44度のサウナ浴のみを原因として心筋梗塞を発症することは、絶対にありえないと言い切れる。

よって、訴状第5の「2 本件基準への該当性」で詳細に述べたとおり、亡Aが本件業務を原因として急性心筋梗塞を発症したことは明らかである。

第2 ミスリードを誘う被告の主張について

被告は、「東京都23区内における入浴中の死亡」の調査結果（乙31）を引用したうえで、「上記調査結果には、「サウナ浴は（中略）循環器疾患に対し温熱療法として応用されている（乙31・10ページ）との記載もあるところ、温熱療法（現在では「和温療法」と呼ばれるものである。）とは、60度のサウナ浴を15分間実施する治療法であるとされているから（乙32・1005ページ）、上記調査結果にいうサウナ浴中の死亡例は、原告のいうような「80℃から100℃」（原告第3準備書面2ページ）のサウナに入浴中の死亡例に限られないものと考えられる。」と主張している（被告準備書面（6）5頁～6頁）。

要するに、60度の和温療法でも死亡する可能性があると言めるような主張である。しかし、第1で主張したとおり、和温療法で死亡する可能性は絶無である。また、引用元の乙31を見ても、単に文章の末尾に「また、サウナ浴は血圧を下降させ、循環器疾患に対する温熱療法として応用されている」と書かれているだけであり、温熱療法中に死亡した例があるとは言っていない。

加えて、乙31の8枚目の下記記載からすれば、そもそもサウナでの死亡例は飲酒が原因である割合が高いことがうかがわれる。

「（9）から**サウナでは飲酒者が高率であった**。これは飲酒後カプセルホテル等に宿泊し、高度な酩酊状態で深夜（午前1時から午前4時）にサウナに入り死亡する者が多いためである。飲酒・酩酊状態でのサウナは、より心血管系への負担を増大させるのみならず、意識障害に陥り自ら脱出することもできなくなる。深夜の飲

酒後のサウナは非常に危険であるので禁止するのが望ましい。」

以上のとおりであるから、被告の主張は明白にミスリードを誘うものであり、失当であるだけでなく、極めて悪質である。

以上